

世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区歯科技工士法施行細則（平成 9 年 3 月世田谷区規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 3 0 年厚生省令第 2 3 号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第 2 条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 省令第 1 3 条第 3 項の規定による歯科技工所番号の通知は、歯科技工所番号通知書（第 1 号の 2 様式）により行うものとする。

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号の2様式（第2条関係）

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号
を通知します。

記

名	称	
開	設	場
所		
開	設	者
氏	名	
(法人にあっては、その名称)		
開	設	者
住	所	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
歯	科	技
工	所	番
号		

年 月 日

世田谷区長名



附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 6 3 号）
附則第 3 条に規定する通知は、この規則による改正後の第 2 条第 3 項の規定の例による。